

学生納付特例制度について

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられておりますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「**学生納付猶予制度**」が設けられています。

1. 対象者

- 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する学生等
 - ※一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは日本年金機構までお問い合わせください。
 - ※海外留学（概ね1年以上）している期間は、強制加入の対象ではないため、学生納付特例の申請はできません。
- 学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方
 - ※所得の目安・・・128万円＋{(扶養親族の数)×38万円}で計算した額以下

2. 申請方法

学生納付特例申請書に学生証（コピー）または在学証明書（原本）、失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類を添付し、下記まで提出してください。

- 住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口
- お近くの年金事務所
- 在学中の学校
 - ※在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う認可をうけている場合に限りです。

■郵送での提出も可能

3. 申請できる期間

- 学生納付特例の申請期間は、原則として4月から翌年3月までの12ヶ月間となります。
- 過去の期間にさかのぼって申請する場合は、2年1ヶ月前の分までとなりますので、申請忘れ等がありましたら速やかに申請してください。

4. 注意事項

- 学生納付特例の申請が遅れると、不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。
- 複数年度の申請をする場合は、複数枚の申請書の提出が必要です。
- 申請期間中に海外転出入があった場合は、国名および転出入日を記入してください。
- 学生納付特例の承認を受けた方が、承認期間の途中で、転学等の理由により学生でなくなった時は、届出が必要です。
- 学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。
- 承認された期間の保険料は猶予されます。10年以内であれば、あとから納めること（追納）が可能です。追納保険料は古い月分から納付することとなります。
- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく土日夜間も行っています。
- 卒業または退学等の理由で学生でなくなった場合は、一般免除・納付猶予制度をご利用ください。

☎ 平良年金事務所国民年金課 ☎ 72-3650（自動音声②-②）
市役所市民課年金係 ☎ 72-3751（代）

令和6年度国民健康保険税特別徴収仮徴収に関するお知らせ

国民健康保険税を特別徴収（年金天引き）で納付される世帯へ仮徴収の通知を送付します。

・発送日：令和6年4月初旬

・対象世帯：令和6年2月に特別徴収（年金天引き）で納付している世帯や新たに特別徴収の要件に該当する世帯（ただし、世帯主が該当年度中に75歳に到達する場合は除きます）

・内容：令和6年4月期、6月期、8月期に天引きされる仮徴収保険税。各納期の保険税は、令和6年2月期と同額です。

◎特別徴収とは

世帯内の国保加入者全員が65歳以上である等（その他の要件あり）要件を全て満たす世帯は、国保税が特別徴収（年金天引き）となります。国保税の年間税額は、毎年7月に課税年度の前年中の所得を元に算定して決定します。そのため、年間税額が決定するまでは、「仮徴収期間」として、同年2月と同額の国保税を4月・6月・8月に納めることとなります。

7月に年間税額が決定した後は、仮徴収期間に納めた額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

ただし、特別徴収の要件を満たさなくなった場合は、普通徴収（納付書による納付等）に変更になる場合があります。

※原則として世帯主の年金から天引きになりますが、口座振替による納付をご希望の場合は、国民健康保険課 お問い合わせください。

☎ 国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

4月生きいき教室日程表

平良地区	日にち	時間	場所	連絡先
老福(A)	1(月)、8(月)、15(月)、22(月)	10時	平良老人福祉センター	社協 平良支所 ☎ 72-3193
老福(B)	2(火)、9(火)、16(火)、23(火)		平良老人福祉センター	
西原・下崎	3(水)、10(水)、17(水)、24(水)		下崎公民館	
荷川取	4(木)、11(木)、18(木)、25(木)		荷川取公民館	
狩俣	5(金)、12(金)、19(金)、26(金)		狩俣集落センター	

城辺地区	日にち	時間	場所	連絡先
砂川	1(月)、8(月)、15(月)、22(月)	10時	社会福祉センター	社協 城辺支所 ☎ 77-7594
西城	2(火)、9(火)、16(火)、23(火)			
城辺	4(木)、11(木)、18(木)、25(木)			
福嶺	5(金)、12(金)、19(金)、26(金)			


上野地区	日にち	時間	場所	連絡先
大嶺・野原・新里 高田・名加山	1(月)、8(月)、15(月)、22(月)	10時	上野老人福祉センター	社協 上野支所 ☎ 76-2540
宮国・豊原 上野・名加山	4(木)、11(木)、18(木)、25(木)			

下地地区	日にち	時間	場所	連絡先
川満・棚根・入江 嘉手苅・高千穂	2(火)、9(火)、16(火)、23(火)	10時	下地公民館	社協 下地支所 ☎ 76-2540
上地・洲鎌・来間	3(水)、10(水)、17(水)、24(水)			
与那覇	5(金)、12(金)、19(金)、26(金)			

伊良部地区	日にち	時間	場所	連絡先
伊良部・佐良浜	2(火)、9(火)、16(火)、23(火)	10時	伊良部老人福祉センター	社協 伊良部支所 ☎ 78-5973

池間地区	日にち	時間	場所	連絡先
池間	4(木)、11(木)、18(木)、25(木)	15時	池間島離島振興総合センター	きゅーぬふから舎 ☎ 75-2870

宮古島市 児童生徒選手派遣補助金
3月派遣分の申請書提出
★4月15日メ切★
※期日厳守※
詳しくはHPでご確認ください。▶▶▶



令和6年度の県内派遣補助額は、3月28日以降に正式決定の見込です。決まり次第HPにてお知らせします。
☎ 学校教育課 ☎ 72-9959 または各小中学校へ

そらうみ法律事務所
SORAUMILAWOFFICE
無料出張相談会を定期的で開催しています。
日程についてはお電話にてお問合せ下さい。
沖縄弁護士会所属
弁護士 長尾大輔 (宮古島で7年余り執務していました)

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドワール・グスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219 「そらうみ 弁護士」で検索